令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和5年6月23日

(名称) 函館市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

函館市内の銭亀沢地区においては、国道278号を運行する路線バス(地域間幹線系統)「下海岸線」が主要な交通手段となっているが、これと並行する沿線に形成される住宅地は急斜面上の高台に所在し、特に高齢者の買い物等における既存の地域間幹線バスの利用が難しい状況にあった。

このことから、地域住民の要望に基づき、平成30年11月より、旧戸井線を経由し、「根崎競技場前」や「湯倉神社前」等のバス停において「下海岸線」、「旭岡団地線」、「川 汲鹿部線」の地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行している。

高齢者をはじめとした地域住民の利便性を確保するとともに、アクセスの確保による公 共交通網の利用促進を図るため、当該系統の維持が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・望洋団地線の1便あたり乗車人数を前年度実績を基に9人以上とする。 (令和4年度実績 8.8人、令和5年3月実績 8.9人)
- ・望洋団地線の運行に係る経常収支率は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を受けている状況ではあるが、沿線町会から運行時刻等に関する要望や利用実態を聞き取るなど、現状を把握して改善に努めるとともに、町会の協力のもと、住民への利用促進の広報やバスにおける感染症対策の徹底について周知を図ることで利用を促し、令和4年度実績(56,01%)より改善を目指し57%を目標とする。

(2) 事業の効果

「望洋団地線」の運行により、従来路線バスの利用が困難であった高齢者等の地域住民 による公共交通の利用が促進される。

また、地域間幹線系統に接続する運行ダイヤとすることで、連携する公共交通網の利用が促進され、地域の活性化が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者のニーズ調査に基づき、運行経路や運行時刻を設定することにより、路線の利便性を高め、利用者数の確保に繋げる。(バス事業者)
- ・町会等の住民団体における周知活動等を支援し、地域における公共交通利用の機運醸成 を図る。(市・住民団体)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃収入、営業外収入及び国庫補助金を控除した額を函館バス株式会社が 負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

函館バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよう とする場合のみ】 ※該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよう とする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】 ※該当なし 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収 支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した 利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年4月25日 函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会設立

令和4年6月24日 函館市地域公共交通協議会令和4年度第2回総会開催

令和5年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認

令和4年12月21日 函館市地域公共交通協議会令和4年度第4回総会開催

令和4年度事業の評価を実施

令和5年6月23日 函館市地域公共交通協議会令和5年度第1回総会開催

令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認 (予定)

22. 利用者等の意見の反映状況

令和2年1月 銭亀沢地区町会連合会とバス事業者の協議により運行時刻・経路を変更

23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室、 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課
関係市区町村	函館市企画部計画推進室
交通事業者・交通 施設管理者等	函館バス(株)、函館市企業局交通部、北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)、(一社)函館地区ハイヤー協会、 函館地区バス協会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会、 函館市土木部、函館市港湾空港部、 北海道開発局函館開発建設部道路計画課、 北海道警察函館方面本部交通課、 北海道警察函館方面函館中央警察署交通第一課、 北海道警察函館方面函館西警察署交通課
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部計画課、北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	北海道教育大学函館校、公立はこだて未来大学、 函館大学、函館市町会連合会、函館市社会福祉協議会、 函館市女性会議、一般公募

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町4番13号

(所 属)函館市企画部計画推進室交通政策課

(氏 名) 沼田 伸之輔

(電話)0138-21-3625

(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp